

## 放課後児童支援員等処遇改善等事業の活用促進に関する意見書

放課後児童クラブは、保護者が働いていることなどにより昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものであり、女性の就労拡大等に伴い、児童が安全に安心して過ごせる放課後児童クラブのニーズはますます高まっている。

放課後児童クラブにおいて、安全を確保しつつ、年齢や発達の状況が異なる児童を同時にかつ継続的に育成支援するためには、必要な専門的知識及び技能を有した放課後児童支援員等を確保する必要がある。

国は、支援員等の確保を促進するため、放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施し、支援員等の賃金改善に必要な経費の補助を行っているが、開所時間等の条件があることなどにより、活用が難しいとの声が上げられている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、放課後児童支援員等処遇改善等事業の活用をより一層促進するため、補助条件を緩和するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日

名 古 屋 市 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣  
(少子化対策)

} 宛(各通)